保育施設等の利用申込に関する確認票（令和６年度４月申込用）

　下記項目を確認し、チェックを入れ、利用申込書に添付してください。

**◎　裏面に続きます　◎**

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | チェック |
| 申込みに関すること |
| １ | 令和6年度（新規利用）「保育所入所申込のしおり」の内容を確認し、了承したものとして対応します。 | □ |
| ２ | 提出した書類は返却できません。また、コピーの要求にも応じることはできませんので、提出書類のコピーが必要な場合は、提出前にコピーしてください。 | □ |
| ３ | 利用調整（選考）はポイント制で、保育の必要性が高い順に内定します。（申込みの早い順ではありません。）また、ポイントが高くても、希望する保育施設等の空き状況等により、入所できない場合があります。 | □ |
| ４ | 就労証明書は、必ず勤務先の担当者が記入したものを提出してください。また、書類審査のため、勤務先に電話等で就労状況を確認することがあります。審査の結果、内容が虚偽である場合、申込みは無効となります。 | □ |
| ５ | 今帰仁村への転入予定の方で保育施設等の利用が内定した場合は、指定日（３月中）までに今帰仁村に住民登録をする必要があります。指定日までに住民登録がない場合は、内定の取消となります。（指定日については内定通知でお知らせします。） | □ |
| ６ | 申込みは令和６年度中であり、毎月利用調整の対象となりますので、村外に転出する場合や申込みの希望がなくなった場合は、速やかに申込みの取り下げ手続きをしてください。 | □ |
| ７ | 過去に保育施設等を利用していた兄弟姉妹の保育料に滞納がある場合は、ポイントが減点となりますので、速やかに納付してください。 | □ |
| ８ | １次選考の決定通知は令和６年１月下旬～２月初旬頃、２次選考の内定・決定通知は令和６年２月下旬頃に郵送予定です。 | □ |
| 教育・保育給付認定の有効期間（保育施設等の利用期間）について、利用開始後の注意について |
| ９ | 求職中を事由とする認定の有効期間は最長９０日です。期間内に就労証明書など、次の事由の証明書類の提出がない場合は、認定がなくなるため、保育実施が解除されます（退園）。 | □ |
| 10 | 保育の必要量（保育施設等の利用時間）は、保護者の就労時間等の状況により「保育標準時間（最大１１時間）」又は「保育短時間（最大８時間）」のいずれかに決定されます。保育必要量を超えて保育施設等を利用する場合は、保育施設等が定める「延長保育料」が別途発生します。延長保育料は無償化の対象にはなりません。 | □ |
| 11 | 保育施設等の利用開始後も、世帯の状況や保育の必要性が確認できない場合は、退園となります。保護者や世帯の状況に応じて、その都度、就労証明書等の書類の提出が必要になります。 | □ |
| 12 | 異動（転園）の申込をしている場合、転園内定・決定となると、同時に在籍している保育施設等の枠に新たに別の子どもが内定・決定していますので、内定・決定を取り下げ、元の保育施設等に戻ることはできません。異動（転園）申込は年度末まで有効になりますので、異動（転園）の希望がなくなったときは、速やかに異動申込の取り下げ手続きをしてください。 | □ |
| 13 | 年度途中で退園を希望する場合は、退園を希望する日が属する月の前月１０日までに「保育施設退所届」を提出してください。 | □ |
| 階層認定に関すること |
| 14 | 次の事由等で住民税未決定の方は、保育料の算定ができないため、最も高い階層区分の保育料で決定しますのでご了承ください。1. 保護者が住民税の申告をしていない。※扶養親族等で所得がない場合でも、個別に住民税の申告が必要となります。
2. 本年１月１日時点で村外に居住し、前住地の課税証明が提出されていない。

※ただし、入園申込時に個人番号（マイナンバー）の届出書が提出され、かつ前住地で住民税決定している方は除く。 | □ |
|  |

※すべての書類が揃った上で受付となります。

添付書類に不備があった場合、入所申込が無効となります。

上記のとおり、内容確認し提出します。

令和　　　年　　　月　　　日

署名：